

平成 28 年 9 月 30 日

特定保健用食品に対する今後の品質管理等の徹底について

今般、消費者庁長官の許可を受けた特定保健用食品に、許可時の関与成分が、規定量含まれていない、関与成分がそもそも含まれていないといった重大な事案が発生しました。

消費者庁では、今般の事案を受け、公益財団法人日本健康・栄養食品協会に対して、特定保健用食品中の関与成分量が許可等申請書の記載どおり適切に含まれているか調査を依頼したところです。

消費者庁としては、公益財団法人日本健康・栄養食品協会に対して、期日までに調査に回答いただくとともに、今般のような重大な事案が発生しないように、公益財団法人日本健康・栄養食品協会から、特定保健用食品の許可を受けている企業に対して、自主的な品質管理等の徹底を行っていただくよう依頼しました。

<問合せ先>

消費者庁 食品表示企画課

電話：03-3507-9222（直通）

FAX：03-3507-9292

担当：安藤、飯野

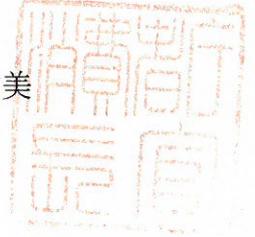


消食表第 623 号

平成 28 年 9 月 30 日

公益財団法人 日本健康・栄養食品協会理事長 殿

消費者庁長官 岡村 和美



特定保健用食品に対する今後の品質管理等の徹底について
(特定保健用食品の許可を受けている企業への注意喚起)

今般、消費者庁長官の許可を受けた特定保健用食品に、許可時の関与成分が、規定量含まれていない、関与成分がそもそも含まれていないといった重大な事案が発生しました。

今般の事案を受け、既に、貴協会に対し、特定保健用食品中の関与成分量が許可等申請書の記載どおり適切に含有されているかについての調査を依頼したところです。この調査に期日までに回答いただくことは当然ですが、さらに、特定保健用食品に対する消費者からの信頼を取り戻すため、今般のような重大な事案が発生しないように、特定保健用食品の許可を受けている企業に対して、自主的な品質管理等の徹底を行っていただきますようお願いいたします。

引き続き、業界全体として、特定保健用食品の許可を受けている企業に対し、消費者からの信頼を取り戻すための強力な取組を推進していただきますようお願いいたします。